消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程の一部を改正する規程を次のよう に定める。

令和7年3月31日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第7号

消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程の一部を改正する規程 消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程(平成23年新潟市消防局訓令第 7号)の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「又は別記様式第12号の2」を「、別記様式第12号の2又は第12号の3」に改め、同条第3項中「防火管理者修了証再発行申請書により」の次に「(電子届出がされた場合は、この限りでない。)」を加え、同条第4項中「証交付申請書により」の次に「(電子届出がされた場合は、この限りでない。)」を加える。

第40条第3項中「防災管理者修了証再発行申請書により」の次に「(電子届出がされた場合は、この限りでない。)」を加え、同条第4項中「証交付申請書により」の次に「(電子届出がされた場合は、この限りでない。)」を加える。

別記様式第12号の2の次に次の1様式を加える。

号 第 氏 名 生年月日 年 月 П あなたは消防法施行令第3条第1項第1号の規定による 甲種防火管理新規講習の課程を修了されました。 よってこれを証します。 新潟市消防長

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。